

## 無担保個人ローン

商品名	大型カードローン 《かわしん住まいるカードローン》																
貸越限度額	○200万円コース ○300万円コース																
ご利用いただける方	○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは <a href="#">かわしんの営業地区</a> をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ○公的健康保険制度に加入されている方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方 ○当金庫の住宅ローン利用者で、前年年収が300万円以上の方																
ご契約期間	○3年（契約終了後は3年ごとに更新いたします） ※ただし、契約更新時満70歳以上の方・当金庫が不適格と判断した方は更新いたしません。																
ご融資利率	○変動金利 当金庫所定の利率を適用します。 ※ただし、金融情勢その他の事情により変更する場合があります。																
利息の計算方法	○毎日の最終残高に付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とし、1ヵ月分のお利息を毎月10日の約定返済日に元金に組入れます。																
特約上限利率	○一般社団法人しんきん保証基金の保証を付しているカードローン（変動金利型）は、利息制限法に基づく特約上限利率を年10.000%（保証料は含まれていません）とします。なお、利息制限法その他の法律により法定上限利率が変更された場合は、それに伴い特約上限利率も法定上限利率の範囲内に変更されます。																
ご返済方法	○毎月10日に定例返済とします。臨時のご返済もできます。（臨時のご返済があった場合でも、定例返済は通常通りに行われます。） <table border="1" data-bbox="379 929 1332 1093"> <thead> <tr> <th>約定返済日の前日の貸越残高</th> <th>毎月定例返済額</th> <th>約定返済日の前日の貸越残高</th> <th>毎月定例返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>3,000円</td> <td>50万円超100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円超30万円以下</td> <td>5,000円</td> <td>100万円超200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円超50万円以下</td> <td>10,000円</td> <td>200万円超300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ○ATMでのお利息の返済はできません。また、お利息を含めた完済手続は、取扱店舗の店頭でのお手続きが必要となります。	約定返済日の前日の貸越残高	毎月定例返済額	約定返済日の前日の貸越残高	毎月定例返済額	10万円以下	3,000円	50万円超100万円以下	20,000円	10万円超30万円以下	5,000円	100万円超200万円以下	30,000円	30万円超50万円以下	10,000円	200万円超300万円以下	40,000円
約定返済日の前日の貸越残高	毎月定例返済額	約定返済日の前日の貸越残高	毎月定例返済額														
10万円以下	3,000円	50万円超100万円以下	20,000円														
10万円超30万円以下	5,000円	100万円超200万円以下	30,000円														
30万円超50万円以下	10,000円	200万円超300万円以下	40,000円														
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。																
保証料 手数料	○保証料 金利に含まれています。 ○手数料 ・カード再発行手数料 1,080円（消費税等込） カード喪失等による再発行の時に支払いただきます。 ・他金融機関のATM等のご利用、あるいは、休日・夜間等ご利用いただく時間帯に応じて、所定の手数料がかかる場合がございます。（手数料は貸越残高に加えられます。）																
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはコンプライアンス部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。																
その他	○ご用意いただく書類 ・運転免許証（取得していない場合はパスポート、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のいずれか） ・健康保険証等 ○以下の場合、ご利用を制限させていただきます。 ・ご契約後に転居や転勤等により、住所、勤務先のいずれも当金庫の営業地区外となり、会員資格を喪失された場合 ・保証会社の途上審査の結果、お客様の信用状態が著しく悪化した場合																

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、本ローンの詳細、現在の融資利率につきましては窓口にお問い合わせください。